



ハッピーこまちゃん®

やしお



平成28年
(2016年)

5月号

毎月10日発行

QRコード



●発行／八潮市 ●編集／秘書広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール hishokoho@city.yashio.lg.jp

やしお840メール配信中
空メール画面になるので何か一文字入れて送信してください。

八潮中央交番が新しくなりました

八潮中央交番が新しくなり、4月15日に開所式や見学会が行われました。



交通安全防犯課 ☎308

新しい八潮中央交番は

太陽エネルギーを利用するソーラーシステムや、外来者用駐車場が設置されました。

交番の主な活動内容

- 交番を拠点としたパトロール活動
- 各種事件・事故の初動活動
- 少年補導、交通指導取り締まりなど

警察官の巡回連絡にご協力を！

担当の警察官が防犯指導をしたり、各種相談を受けるために各家庭を訪問する巡回連絡を行っています。

「けいさつ総合相談センター」☎9110

事件、事故でお困りの際の相談は、「けいさつ総合相談センター」☎9110へ、ご連絡ください。センターでは、事件・事故の相談のほか、警察に対する意見・苦情など、警察業務についての問い合わせなども扱っています。

平成28年熊本地震災害義援金の受付
市では、6月30日まで、平成28年熊本地震の義援金を受け付けています。義援金は、日本赤十字社を通じて、被災地の支援のために使われます。
●受付場所 社会福祉課、市役所総合案内、教育委員会、駅前出張所
☎社会福祉課 ☎316

お子さんをトラブルから守りましょう

子どもの通学や外出には、次のことを心掛けさせてください。

- できるだけ明るく人通りの多いところを通るようにして一人にならない
- 声をかけられても知らない人について行かない
- 危険を感じたら大きな声で助けを呼ぶ
- 誰とどこで何時まで遊ぶのかを家族に伝える



侵入窃盗から財産などを守るために

泥棒は、現金や貴金属だけではなく、通帳やカード類、パソコンなどの電化製品を盗むこともあります。

また、通帳から現金を払い戻したり、保険証を使って借金するなど二次犯罪まで行う者もいます。

泥棒の侵入を防ぐために、次のことを心掛けましょう。
● 住民の連携を泥棒にアピール！皆さんで連携して隙のない地域づくりをしましょう

- ・ 近所同士、あいさつをしましょう。
- ・ 知らない人には積極的にあいさつしましょう。
- ・ ごみ出しのルールを守りましょう。
- ・ 長い期間、留守にするときは、近所や管理人に一言かけましょう。

● 自宅での備え

- ・ 家の周囲に鍵を隠すことはやめましょう。
- ・ 留守番電話は「録音」ではなく「転送」に設定しましょう。
- ・ 短い時間の外出でも、必ず戸締りをしましょう。
- ・ キャッシュカード、クレジットカードなどの暗証番号は、生年月日、電話番号、住所の番地、自動車のナンバーを使用することはやめましょう。
- ・ 自宅に大金を保管することはやめましょう。
- ・ 数日間の留守でも、新聞や郵便物の配達を止める手続きをしましょう。
- ・ ドアには2つ以上の鍵をつけ、外出時はすべて施錠しましょう。

● 身近な交番の連絡先 ●

交番名	所在地	電話番号
八潮中央交番	中央2-12-19	996-3349
八潮北交番	鶴ヶ曾根63-5	996-3110
八潮駅前交番	大瀬6-108	997-0751
大曾根交番	大曾根270	995-6997

市の人口と世帯数

平成28年(2016年)4月1日現在	
	前月比
人口 …… 86,294人	(+140人)
男 …… 44,863人	(+106人)
女 …… 41,431人	(+34人)
世帯 …… 38,366世帯	(+233世帯)

今月の主な内容

自転車を利用しましょう …… 2	おしらせHOTコーナー …… 6~9 案内・催し・募集
国民健康保険からのお知らせ …… 3	6月各種無料相談/840伝言板 …… 11
民生委員・児童委員、主任児童委員/ 「(一社)八潮市観光協会事務所」開所式を… 4 実施	i広報紙を導入しました/ハッピーこまちゃんが行く!/ やしお文芸特集作品募集/ …… 12
生涯学習まちづくり出前講座をご利用ください! / … 5 良好な街並み景観を目指して	いきいきやしお写真館

詐欺に注意しましょう 【振り込め詐欺被害防止合言葉】▶ 現金は、本人にしか渡しません。▶ 振り込みません。知らない人の口座には。▶ すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

自転車を安全に利用しましょう

八潮市は、人口1万人あたりの自転車による交通事故死傷者数が、平成24年から4年連続で県内ワースト1位となっています。そこで、市では、市民、自転車利用者、事業者、関係団体および警察その他関係機関と連携し、自転車の安全な利用の促進を総合的に推進するため、「八潮市自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。

なお、市では自転車ヘルメットの購入費用を補助します。皆さんで事故のないまちを目指しましょう。 ☎交通防犯課 ☎308

🚲 自転車利用者は交通ルールを守り、歩行者の安全を確保するなど、自転車の安全な利用に努めましょう

自転車安全利用五則(*)を守りましょう。



🚲 自転車の点検や整備をするとともに、反射材の装着、その他の交通安全対策に努めましょう

夕暮れや夜間、車の運転者が発見しやすいように、反射材をつけましょう。



🚲 保護者は、子どもに対し自転車ヘルメットの着用、自転車の安全な利用に関する教育に努めましょう

大切なお子さんを交通事故から守るため、自転車ヘルメットを着用させるとともに、交通事故に遭わないための教育をしましょう。



🚲 高齢者の家族は、高齢者に対し自転車ヘルメットの着用、自転車の安全な利用に関する助言に努めましょう

高齢者が自転車に乗っていて交通事故に遭い、亡くなるケースが増えています。家族の方は、高齢者へ自転車ヘルメットの着用を促したり、高齢者の運動能力などの低下に気づいたら、自転車に乗らないよう助言しましょう。



🚲 自動車の運転者は、自転車利用者の安全に配慮するよう努めましょう

自動車を運転する際、自転車の横を通過するときに徐行するなど、自転車利用者の安全に配慮しましょう。



🚲 自転車利用者(子どもの場合は保護者)は自転車損害賠償保険などに加入しましょう

自転車を運転中の小学生が加害者となって、相手方に重大な障がいを負わせてしまった事故で、9,500万円の損害賠償を命じる事例がありました。万一に備えて自転車損害賠償保険などに加入しましょう。



自転車安全利用五則(*)

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

※自転車は、歩車道区分のある道路では車道を通行しなければなりません。なお、次の場合には歩道を通行することができます。

- ・道路標識や道路標示によって歩道を通行できる場合
- ・運転者が13歳未満の児童と幼児、70歳以上の高齢者、身体障がい者であるとき
- ・通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合

自転車ヘルメットの購入費用を補助

☎ 平成28年4月1日以降に自転車ヘルメットを購入した市内在住の中学生以下の方（15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方）および高齢者（65歳以上の方〈自転車ヘルメット購入時〉）※申請は保護者や同一世帯の方もできます。通学用ヘルメットは対象外です。

☎ 購入費用の2分の1で2,000円を限度（100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

📄 ●八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（交通防犯課または市ホームページで入手）

●領収書の原本（申請者の氏名など記載があるもの）

●保証書の写し

●住所・氏名を確認できるもの

●振込金融機関名・口座番号などを確認できるもの

☎ 200人（申込順）※1人につき1回まで

☎ 交通防犯課※詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

国民健康保険からの お知らせ



国民健康保険の資格、給付、保健事業についてお知らせします。
届け出にはマイナンバーカード(個人番号カード)など、本人確認がで
きるものをお持ちください。

資格

次のいずれかに該当する方は、国民健康保険(国保)の加入または脱退手続きが必要です。

加入(資格取得)

対社会保険、共済組合、国民健康保険組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方は、脱退手続きが必要です。

脱退(資格喪失)

対国保に加入していた方で、社会保険、共済組合、国民健康保険組合など他の健康保険に加入した方
新しい保険証、国民健康保険証

給付

出産したとき

被保険者が出産したとき、出産育児一時金(42万円)を支給します。出産育児一時金の支払方法は次のとおりです(出産の翌日から起算し、2年を経過すると支給不可)。

① 直接支払制度

医療機関と被保険者が申請・受け取りの契約をすることにより、国保から医療機関へ出産育児一時金が直接支払われます。なお、国保年金課での手続きは不要です(制度が利用できない医療機関があります)。

② 受取代理制度

直接支払制度の取り扱いがないく、国へ受取代理制度取り扱いの届け出をした医療機関で出産するときに利用できます。

③ 国保年金課へ申請

①②の制度を利用しなかった場合は、国保年金課への申請により出産後に42万円を支給します。

医療費が高額になるとき

1カ月の世帯ごとに設定された自己負担限度額を超えた額は、「高額療養費」になります。

① 事前申請する場合

入院や高額な外来診療をするときは、事前に国保年金課で「限度額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、表1または表2の自己負担限度額(月の1日〜末日ごとの計算)までの支払いとなります。

② 保険証、世帯主の印鑑、平成27年以降に転入した方は前住所地の課税または非課税証明書
※国民健康保険税を滞納している場合、限度額認定証は発行できません。

問 国保年金課 ☎ 214

※70歳以上75歳未満で課税世帯の方は、「高齢受給者証」を提示してください。また、非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

② 事前申請しなかった場合

①の事前申請で限度額認定証を利用しなかった場合など
② 該当世帯主に、受診月の2カ月後以降に送付される高額療養費支給申請書を国保年金課へ
※診療月の翌月の1日から起算し、2年を過ぎると支給不可
※差額ベッド代、食事代、保険外診療は対象になりません。また、途中で保険が変更になった場合は、別計算です。

* 「高額療養費の自己負担限度額」の計算方法は、年齢区分により、次のとおりです。

● 70歳未満の方の場合(表1)
① 医療機関ごとに別々に計算し、自己負担額2万1千円以上支払ったものが計算対象です。
② 同じ医療機関でも入院と外来は別々に計算します。また、歯科についても別計算です。
● 70歳以上75歳未満の方の場合(表2)

① 医療機関の区別をせず合算します。

② 外来は個人単位で計算し、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。

医療費を全額自己負担したとき

国民健康保険療養費支給申請書を出し、審査・決定したのち、自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、支払った日の翌日から起算し、2年を過ぎると支給できません。また、必要書類などは、表3のとおりです。

介護保険の受給者がいるとき

同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方が高額になった場合は、申請により医療と介護を合算した自己負担限度額(表4)を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。

交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者(加害者)の行為だけが原因の場合でも、「第三者行為による被害届」を提出すれば国保を使うことができます(給付制限に該当し、途中で除く)。

保費施設利用助成

対八潮市国保被保険者
① 保険証、印鑑
② 補助額 1人3000円(小学生は1500円) ※1年度内1回、未就学児は対象外
③ 利用方法 ①直接保費施設に予約(埼玉県国保連合会の保費施設) ② 共同事業を利用することを伝え、必ず料金を確認
③ 予約後、宿泊予定日3日前までに、保費施設利用申込書(国保年金課で配布)を提出
④ 宿泊時、交付された利用券および助成券を必ず保費施設に提出
※宿泊後の事後申請は不可

保健事業

脳ドック補助金

対八潮市国保の資格が1年以上ある40歳以上で、国民健康保険税・市税を滞納していない方は、医療機関の領収書(脳ドック費用が分かるもの)、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳、検査結果がある場合は提出
補助額 脳ドック検査費用の7割(限度額2万5千円)
※1年度内に1回
④ 脳ドックを受けた日から4週間以内

健康診査等補助金

40歳以上75歳未満の方で、人間ドックなどの市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診などの自己負担金と同額を補助
④ 肺がん、胃がん、大腸がん、骨粗しょう症(女性のみ)、乳がん(2年に1度)、子宮頸がん(2年に1度)、肝炎ウイルス検診(過去に補助を受けていない方のみ)
④ 検診結果(写)、領収書、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳

表2 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得 ※1	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※3	8,000円	15,000円

表1 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000)×1% <多数回該当 140,100円>
イ	旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000)×1% <多数回該当 93,000円>
ウ	旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000)×1% <多数回該当 44,400円>
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円 <多数回該当 44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数回該当 24,600円>

注1: 住民税の申告のない方がいる場合、アの区分とみなされます。
注2: 旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除[33万円]を除いた額です。
注3: 多数回該当とは、過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額を示します。

表4 医療と介護の自己負担合算後の限度額(平成27年8月~平成28年7月)

区分	所得要件	限度額	70歳以上	
			区分	限度額
ア	旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円	現役並み所得 ※1	670,000円
イ	旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	1,410,000円	一般	560,000円
ウ	旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	670,000円	低所得Ⅱ ※2	310,000円
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円	低所得Ⅰ ※3	190,000円
オ	住民税非課税	340,000円		

※1 同一世帯に、住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方
ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者が、1人の場合収入383万円未満、2人以上の場合収入合計520万円未満、1人で収入383万円以上ある方がいるが、同一世帯に後期高齢者医療制度へ移行する方(旧国保被保険者)を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様になります。
※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰ以外の方)
※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税でその世帯の各所得から必要経費・控除(年金の所得の控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方

表3 医療費を全額自己負担したときの必要書類など

申請に必要なもの	申請に必要なもの				
	保険証	診療内容の明細書	医師の診断書(同意書)	領収書	世帯主の印鑑
急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	○	○	-	○	○
医師が治療上必要と認めた補装具を購入したとき	○	-	○	○	○
保険治療の対象となる柔道整復、医師の同意により、はりきゅう・マッサージにかかったとき	○	○	○	○	○
国外で治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く) 外国語の書類は日本語訳文を添付※事前に申請書類を渡しますので、申し出てください。	○	○	-	○	○

お気軽にご相談ください

民生委員・児童委員の主任児童委員

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関との調整役を果たすなど地域の頼れる存在です。

民生委員・児童委員制度は、平成29年に創設100周年を迎えます。この制度をより多くの方に知っていただくため、民生委員・児童委員の制度や活動内容について紹介します。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。地域の皆さんからさまざまな生活上の相談にのり、問題解決に向けて適切な機関につなぐなど、重要な地域のパイプ役として活躍しています。現在、市内では、117人の民生委員・児童委員が委嘱されています。

民生委員の役割

民生委員は、「民生委員法」によって設置が定められ、それぞれの地域において、一人暮らしや寝たきりの高齢者や障がい者などの見守りをはじめ、地域福祉に関する相談に応じます。

すべての民生委員は児童委員も兼務しています。

児童委員の役割

児童委員は、「児童福祉法」に定められ、地域の子どもの安全を確保し、元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、

子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行います。

主任児童委員の役割

主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、子どもの福祉に関連する機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助・協力など、子どもの福祉に関する活動を専門的に行っています。

相談したとき

民生委員・児童委員には、担当地区が住所により定められています。担当地区の民生委員・児童委員を知りたい場合は、社会福祉課へお問い合わせください。

民生委員・児童委員には、相談者や相談内容の秘密を守る義務があり、相談内容などが、ほか

に漏れることはありませんのでご安心ください。



身近な民生委員にご相談を！

八潮市潮止地区民生委員・児童委員協議会
会長 金杉光子さん



民生委員・児童委員として14年間活動している金杉さんに、お話を伺いました。●活動状況について教えてください。

高齢者宅を訪問し、見守りカレンダーを届けながら会話を通して、詐欺などにあわないように注意を促しています。

また、社会福祉協議会で活動している心配ごと相談員として相談者と一緒に考え、解決の糸口を探し、その後専門機関へつなげる仕事もしています。そのほか、老人会や地域の方と恒例行事に参加し、身近で相談しや

すい環境づくりを行っています。

●活動を振り返って印象に残っている出来事はありますか。

以前見守りをさせていた方方で、夫が寝たきりの妻を世話をしている家族がいらっしやいました。時々訪問をし、おしゃべりなどをしていました。

ある日、夫が突然亡くなり、妻は施設に入所しました。その家族の息子さんには一度も会ったことがなかったのですが、後日、その息子さんから「母から民生委員にはお世話になったと聞いています」とお礼の連絡をいただきました。私が訪問したときには、女性はほとんど話さずうなずいていただけでしたが、気持ちが伝わっていたことが分かります。

気持ちを通じる体験をし、民生委員の活動を以前よりも前向きに行うことができ

るようになりました。

●活動を始めてから気づいたことはありますか。

八潮駅ができてから駅前などの建設に伴い、世帯数が増加しています。このことにより地域住民の情報を把握することが以前よりも困難になっています。

これからは、今までよりも民生委員・児童委員同士の連携を強化し、情報交換をしながら支援活動に努めたいと考えています。

●今後どのような活動をしていきたいですか。
市が実施している災害時要援護者避難支援計画登録者の支援、子育て相談、生活困窮者の早期発見など、民生委員としての仕事の幅は拡大しています。そのような状況で、民生委員・児童委員として住民との信頼関係を深め、地域福祉の向上に取り組んでいきたいと思っています。

「(一社)八潮市観光協会事務所」開所式を実施

(一社)八潮市観光協会は、これまで八潮市商工会内に事務局が置かれていましたが、4月1日に八潮市商工会から独立し、八潮メセナ・アネックス事務所の一部に「(一社)八潮市観光協会事務所」として開設されました。

4月1日から開設のための準備期間を設け、4月15日に「開所式」を行いました。

今後は、市の観光や産業などの魅力を発信するとともに、市内外から来訪する方々へ観光案内などを行います。また、市と連携して発展的に観光事業を推進していきます。

八潮メセナ・アネックス事務所内(☎951・0323)
☎火・土曜日 午前9時～午後5時※12月28日～1月4日を除く

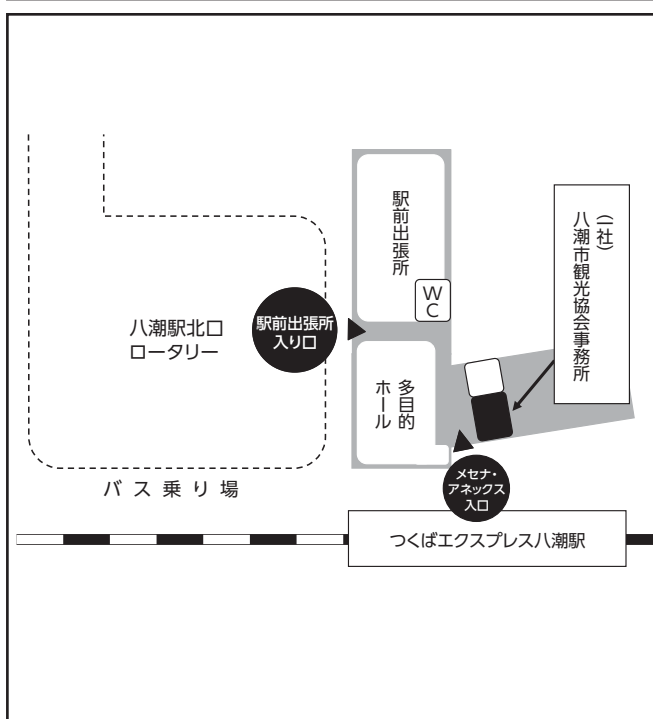
☎商工観光課 ☎479



開所式



開設された事務所



生涯学習まちづくり 出前講座をご利用ください!

市民協働推進課 ☎ 465

出前講座とは?

市民の皆さんに、様々な講座の中から、興味のある講座を選んでいただく。講師や市職員が、皆さんの元へ出てきてお話するものです。現在年間約280件の講座が開催されています。※出前講座のメニューは、市ホームページまたは、市ホームページに設置してあります。公共施設をご利用ください。

利用できない場合は?

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき
- ② 政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき
- ③ 出前講座の目的に反し、その利用が適当でないとき

申し込み方法は?

原則、14日前までにジャンル別にそれぞれの申し込み担当課に窓口・電話・ファクスでお申し込みください(日時・場所・候補日を何日か調整いただくこととなります)。



ハッピーこまちゃん®

会場の手配は?

会場の手配、当日の進行および参加者への周知は、利用者側でお願いします。

利用できる方は?

市内に在住・在勤・在学している5人以上の方です。※講座によっては利用人数に制限がありますので、ご確認ください。

講師料は?

無料です。ただし、一部の講座で、材料費の負担をお願いする場合があります。

開催時間と場所は?

平日・休日問わず午前9時から午後9時までの間で、2時間以内です。場所は、市内に限ります。※講座によっては日時、場所、人数に制限がありますので、ご確認ください。



「金属リサイクルのしくみ」の講座の様子

ジャンル	申し込み先	内線	ファクス
市民編	市民協働推進課	☎465	995-7367
サークル編			
子ども編			
公共機関・公益企業編			
行政編			
行政ダイジェストメニュー	商工観光課	☎479	
民間企業編	指導課	☎358	998-0828
教職員編			

良好な街並み景観を目指して

市では、建築物や屋外広告物の規制・誘導をはじめ、空き家等の適正な管理など、景観という視点からさまざまなまちづくりの取り組みを行っています。

都市計画課 ☎ 346

八潮らしい街並み景観形成支援補助制度

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

■対象住宅

申込資格を満たす方で、「家づくり補助基準」に基づき新築する個人住宅

■補助金額・補助件数

1棟あたり一律100万円、2棟分※予算枠に達し次第締め切り

■対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

■対象工事

○「家づくり補助基準」に適合(全20項目)

- 一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)が完備
- 敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満
- 請負金額が1,000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用は除く)

■申込資格

- 申込日現在、市に1年以上住所を有し、市税を滞納していない方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方
- 補助金の交付決定前に、工事を着手していない方
- 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を着手し、完了する方
- 工事完了後に一定期間、住宅を公開できる方

■申込方法

12月9日までに、所定の申請用紙(都市計画課または市ホームページで入手)などを都市計画課窓口へ(郵送不可) ※家づくり補助基準や申込資格など、詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。



市内の電柱や街路樹へ屋外広告物を掲出することは禁止されています!

無秩序、無制限に屋外広告物が掲出されると、良好な街並み景観を損なうほか、交通の妨げとなり、思わぬ事故を招く可能性があります。このため市では、条例により、屋外広告物を掲出してはならない場所を「禁止物件」として定め、禁止物件に貼られた屋外広告物を定期的に撤去しています。

【禁止物件】

- 信号機、道路標識、ガードレール
- 街路樹
- 電柱
- 郵便ポスト など

《市民ボランティア団体募集》

良好な街並み景観を保全していくために、市では違反屋外広告物の除却活動を行う市民ボランティア団体を募集しています。

現在は、5団体に除却活動に取り組んでいただいています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。または都市計画課へお問い合わせください。



違反屋外広告物



除却活動に取り組む市民ボランティア団体

お知らせHOTコーナー 案内



おしらせ

ほっとコーナー

市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

**防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225**

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

会議の開催

- 第1回八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会の傍聴
5月26日(木) 午後1時30分～3時
場八潮メセナ会議室
- 八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会平成27年度事業報告について
10人(当日先着順)
間長寿介護課 ☎447

- 八潮市立保健センター運営委員会の傍聴
5月31日(火) 午後1時30分～2時30分
場保健センター
5月20日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制(5月18日(水) 午前9時～)

- 八潮メセナ集会所
5月18日(水) 午前9時～
- 八潮メセナ集会所
5月18日(水) 午前9時～
- 八潮メセナ集会所
5月18日(水) 午前9時～

中小企業不況対策融資制度

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資のあっせんを行います。

対次のすべてに該当する方▼最近3カ月の月平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少し、かつ前年同期に比べて5パーセント

経済センサスー活動調査

6月1日現在で、「平成28年経済センサスー活動調査」を実施します。

この調査は、全国すべての民営の事業所および企業が対象です(農林漁家に属する個人経営の事業所や、家事サービス業に属する事業所などを除く)。

調査の結果は、国および地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

調査票は、都道府県知事が任命した調査員が5月中旬から「調査員証」と「従事者腕章」を身に付けて直接ご自宅へ伺い配布するか、国が直接郵送します。

この調査では、インターネットでの回答を推奨しています。回答期間中は、24時間いつでも回答が可能です。

総合相談の開催

- 5月20日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制(5月18日(水) 午前9時～)
- 5月18日(水) 午前9時～
- 5月18日(水) 午前9時～

空き家トラブル110番

空き家の所有者や相続人、近隣の方からの空き家に関する相談に対応し、電話で応じます。

5月～平成29年3月(毎週金曜日) 午後6時～8時

相談電話番号 ☎048-838-1889
間埼玉司法書士会 ☎048-863-7861

空き家トラブル110番



私たちの住むまちは私たちの手できれいにしましょう ～第27回ゴミゼロ運動のお知らせ～

5月29日(日) 午前9時開始(小雨決行)
※荒天の場合は6月5日(日)に延期
場▼各町会・自治会地区内▼けやき通り▼首都高速道路下側道(八潮南ランプ周辺から共和橋付近まで)▼北公園および八条親水公園、大原公園

拾うごみ

- ☆資源ごみ(空きカン、空きビン)
- ☆可燃ごみ(紙類、プラスチック類など)

注意

- ☆家庭内のごみは絶対に出さないでください。
- ☆確実に分別してから決められた集積所に出してください。
- ☆自転車、バイクは回収しません。

間環境リサイクル課 ☎234



市工業振興基金を活用した支援制度

工業の振興に向け、基金による支援を行います。

対次のすべてに該当する方

- ▼市内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方
- ▼申込日現在、市税の滞納がない方
- ▼他の制度による助成を受けていない方
- ▼4月から平成29年2月末日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方

対象事業

- 産学官共同研究事業
市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究
- 国際規格等認証取得事業
市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証を新規取得
- 工業新製品開発事業
市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発
- 経営革新計画承認企業等が行う機械装置などの購入・修繕事業
機械装置、工具器具の購入または修繕費

補助額

- 産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業
経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額30万円)
- エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額10万円)

5月16日から6月30日までに、商工観光課(☎479)へ

※予算枠に達し次第締め切り

おしらせHOTコーナー 催し

不正大麻・けし撲滅運動期間
—6月30日まで—

大麻は法律で栽培、所持などが禁止されています。けしには法律で栽培が禁止されている種類があります。大麻や栽培してはいけないけしを見つけたら、最寄りの県保健所までご連絡ください。

問草加保健所 ☎925・1551



おいしく食べよう栄養教室

回6月16日(木) 午前10時〜午後0時30分
場保健センター

対市内在住の65歳以上の方
内管理栄養士によるバランスの良い食事についての講話や調理実習
持エプロン、三角巾
定20人(申込順)
費500円(食材料費)
申5月16日から、窓口または電話で長寿介護課(☎448)へ



介護予防講演会、シニア世代のおくちの健康

回6月29日(水) 午後1時30分〜3時
場八潮メセナ・アネックス

対市内在住の方
内口腔内の老化を防ぎ、健康を保つ秘けつについて

講師 桂公平さん(桂歯科医院院長)
定60人(申込順)
費無料
申5月16日から、窓口または電話で長寿介護課(☎448)へ

第45回八潮市鉢の会さつき展示会

回5月27日(金)〜29日(日) 午前9時〜午後5時(5月27日は午後3時から、5月29日は午後4時まで)

場八潮メセナ展示室
問都市農業課 ☎299

楽しく体験!!ヤッキーひろば「昔あそびを楽しもう!」

回5月21日(土) 午後1時30分〜3時30分
場やお生涯学習館展示コーナー
対小学生

内けん玉、ベーゴマ、折り紙や竹とんぼ、割りばし鉄砲などを作って遊ぶ
費無料
※事前申込不要
問やお生涯学習館 ☎994・1000

生涯学習人財バンク登録講師企画講座

思い出のスクラップブック

回6月26日(日) 午前10時〜正午

場やお生涯学習館セミナー室1
内入園・入学・卒業など記念の写真をA4サイズのフレームにデコレション
講師 小泉智子さん
持ハサミ、写真3〜4枚
費1000円(材料費)
骨盤(カイロ)教室
回①6月29日②7月6日(各水曜日・全2回) 午前10時〜正午
場やお生涯学習館多目的ホール
内①姿勢と健康②カイロと痩せやすい体づくり
講師 三浦玲知さん
費無料
問共通

対20歳以上の方
定20人(申込順)
申5月16日から、窓口または電話でやお生涯学習館(☎994・1000、受付☎午前9時〜午後4時)へ

第5回八潮市民さいかつぼー大会

回6月19日(日) 午前9時から
場エイトアリーナ

対5人以上で構成され、メンバー全員が中学生以上であり、市内在住・在勤・在学の方が1人以上含まれているチーム
内さいかつぼーの対抗試合(1チーム4試合)
定12チーム(申込順)
費1チーム1500円

第1回公民館パソコン講座

回5月25日(水)・27日(金)、6月1日(水)・3日(金)・8日(水)(全5回) 午後1時30分〜3時30分

場八潮公民館視聴覚室ほか
対市内在住・在勤でパソコン未経験の方
内起動から文字入力(実技)〜パソコンの基礎を覚える
講師 瀬田寿男さん、稲葉猛さん
定13人(申込順)
費無料
申5月14日から、窓口または電話で八潮公民館(☎995・6216、受付☎午前9時〜午後5時)へ



緑のカーテンを作ろう!!

回6月11日(土) 午後2時〜3時

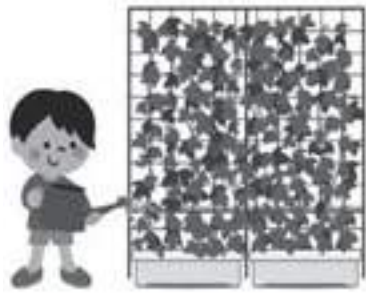
場八幡公民館屋外(雨天時は八幡公民館研修室)
対市内在住・在勤・在学の方(小学生以下は保護者同伴)
内植物の緑のカーテンの作り方の実演とアドバイス※ゴーヤの苗を配布
講師 奥田俊秀さん(緑の安全管理士)

定15人(申込順)
費無料
申5月17日から、窓口または電話で八潮公民館(☎995・6216、受付☎午前9時〜午後5時)へ

第36回八潮市吟詠大会

回6月5日(日) 午前10時〜午後5時

場やお生涯学習館多目的ホール
内成果発表
費無料
問文化協会事務局(八幡公民館内) ☎995・6216



第29回八潮市歌謡大会

回5月15日(日) 午前10時〜午後5時

場八潮メセナホール
内成果発表
費無料
問文化協会事務局(八幡公民館内) ☎995・6216

第25回八潮市書道展

回6月3日(金)〜5日(日) 午前10時〜午後5時

場八潮メセナ展示室・集會室
問文化協会事務局(八幡公民館内) ☎995・6216

園芸体験講座「プランターでなすときゅうりを育てよう」

回5月21日(土) 午前10時〜正午

場八潮公民館会議室(2)、八幡図書館テラス
対市内在住の小学生(小学校1年生〜3年生は保護者同伴)
内プランターを使い、無農薬でなすときゅうりを栽培する園芸体験

第7回「やしお枝豆まつり」開催

今年も、農業・商業・工業が連携し、八潮産枝豆のブランド化を目指したイベントを開催します。おいしい枝豆に乾杯!!
問やしお枝豆まつり実行委員会(八潮市商工会) ☎996-1926



イベント・パートI やしお枝豆ヌーヴォー祭(枝豆解禁)

回5月28日(土) 午後3時〜6時
場フレスポ八潮イベント広場(つくばエクスプレス八潮駅北口)
内枝豆解禁試食会、生ビール・枝豆関連加工品販売、市内農産物即売など



加工品の販売

イベント・パートII やしお枝豆大感謝祭(父の日スペシャル・お父さんと枝豆に感謝)

回6月19日(日) 午後3時〜7時
場フレスポ八潮1階駐車場(つくばエクスプレス八潮駅北口)
内枝豆試食会、市内農産物即売会、商工会特産品&推奨品即売会、枝豆グルメ販売、音楽ライブ、利き豆コーナー、枝豆さや飛ばし大会&ゲームなど



枝豆を試食している様子

はじめての手作り「布の絵本」講座

回5月26日、6月2日(各木曜日・全2回) 午後1時〜4時

場八潮公民館会議室(2)
対市内在住・在勤の方
内布の絵本の作成※保育あり(2歳以上対象)
講師 渡辺順子さん(東京布の絵本連絡会代表)

八潮市民吹奏楽団スプリングコンサート

回5月22日(日) 午後3時〜4時

場八潮公民館会議室(1)
内「いい日旅立ち」 「花は咲く」ほか
定100人(当日先着順)
費無料
問八潮公民館 ☎994・3200

講師 (一社) 日本種苗協会会員
定15人(申込順)
費無料
申5月15日から、窓口または電話で八潮公民館(☎994・3200、受付☎午前9時〜午後5時)へ

持刺しゅう針2本、マチ針3本、糸切りハサミ
定16人(申込順)
費無料
申5月17日から、窓口または電話で八潮公民館(☎994・3200、受付☎午前9時〜午後5時)へ

おしらせHOTコーナー 募集



要介護認定調査員

回 6月から(週3日、午前9時〜午後4時)

内 介護支援専門員の資格取得者

内 要介護認定調査業務など

定 1人(面接により選考)

時 給 1350円

申 5月20日までに、履歴書(写真貼付)および登録証明書などの写しを

長寿介護課(☎449)へ

地域包括支援センター運営協議会委員

任期 7月1日〜平成31年6月30日(3年間)

対 市内に1年以上居住し、平日昼間の会議(年2回)に出席できる方で、次のいずれかに該当する方

▼介護保険サービスの利用者▼介護保険の第1号被保険者(65歳以上)

▼介護保険の第2号被保険者(40〜64歳)

※ただし、市議会議員、市職員(常勤)、公募による市の附属機関の職員を除く

内 地域包括支援センター業務の運営・評価に関する事項および地域包括ケアに関する事柄について

定 1人(書類により選考)

申 5月27日(必着)までに、住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・応募動機(様式自由)を記入のうえ、窓口、郵送または電子メールで

長寿介護課(☎448、メールアドレスchojukai@city.yashio.lg.jp)へ

市営住宅入居者

入居予定日 7月上旬

対 市に1年以上居住している方

入居しようとする世帯全員の合計所得が月額15万8000円以下の方(裁量世帯は月額21万4000円以下)▼市税などを滞納していない方▼現に住宅に困窮している方▼現に同居または同居しようとする親族がいる方▼暴力団員でない方

内 一般世帯向け住宅(2人以上世帯から申込可)※単身入居の場合は条件あり▼募集住宅II宮田団地4階(鶴ヶ曾根1580-1)▼間取りII2UDK※エレベーターは設置されていません。

定 1戸(申し込み多数の場合、抽選)

費 月額1万4500円〜2万8500円

申 入用紙配布・受付 5月18日まで
問 営繕・市営住宅課 ☎324

トレーニング室利用登録

文化スポーツセンターには、ランニングマシンやエアロバイクなどのトレーニング機器を備えたトレーニング室があります。

トレーニング室を利用するには、利用の登録手続きが必要で

利用期間 登録手続き後平成29年3月31日 午前9時〜午後9時

対 市内在住・在勤・在学で16歳以上の方

申 随時、文化スポーツセンター(☎996・5126、受付II午前9時〜午後5時)へ



やしおコラボフェスタ実行委員会企画フリーマーケット & 模擬店出店者

回 7月3日(日)(雨天の場合は7月10日(日)に延期) 午前10時〜午後3時

場 やしお生涯学習館駐車場

定 フリーマーケットII77区画、模擬店II5区画(いずれも申し込み多数の場合、抽選)

費 フリーマーケットII区画1000円または1500円、模擬店II1区画2000円

出 店料入金・区画決定 6月11日(土)12日(日) 午前10時〜午後2時

申 チラシ(市内公共施設で配布)をご覧のうえ、5月16日から30日まで、窓口または電話でやしおコラボフェスタ実行委員会事務局(やしお生涯学習館☎994・1000)へ

5月は、固定資産税第1期、軽自動車税の納期です。税金の納付は、安全・確実・便利な口座振替で納付をお願いします



生涯学習学校開放講座

前期(5~7月)の受講者を募集

①初級者のための楽しいパソコン講座

回 5月26日〜7月14日(毎週木曜日・全8回) 午後6時〜8時
場 大曾根小学校
内 電源の入れ方、文字入力、簡単な文章の打ち方、簡単な文章の打ち方、年賀状の作成
持 上履き、筆記用具、USBメモリー(お持ちの方)
定 10人(申込順)
費 無料



②初級折り紙教室

回 5月24日〜7月12日(毎週火曜日・全8回) 午前10時〜正午
場 柳之宮小学校
内 鶴と亀、アジサイとカタツムリ、金魚と蝶、写真立て、竹かごと鶴の敷き紙、雪椿(一輪挿し)、四角箱を作成
持 上履き、筆記用具、カッターナイフ、ハサミ、のり、定規
定 10人(申込順)
費 1,500円(材料費)※初回に集金

③はじめての漢詩講座

回 6月4日〜7月2日(毎週土曜日・全5回) 午前9時〜11時
場 大原中学校
内 皆さんで声を出し合い、入門編から漢詩を学ぶ
持 上履き、筆記用具
定 20人(申込順)
費 2,000円(テキスト代)※初回に集金

④簡単おもてなし料理教室

回 6月18日〜7月9日(毎週土曜日・全4回) 午後1時〜3時
場 八條中学校
内 飾り巻き寿司、煮込みハンバーグ、デザート三種などの簡単なおもてなし料理
持 上履き、筆記用具、三角巾、エプロン、ふきん、持ち帰り用容器など
定 16人(申込順)
費 1人あたり2,000円(食材料費)※初回に集金

⑤箏曲教室

回 5月28日〜7月9日(6月4日を除く毎週土曜日・全6回) 午後2時〜4時
場 八條中学校
内 「さくら」などの演奏
持 上履き、筆記用具
定 10人(申込順)
費 無料

⑥うきうきコーラス講座

回 5月26日〜7月7日(毎週木曜日・全7回) 午後7時〜9時
場 八幡中学校
内 発声練習、合唱曲「ビリーブ」「夏の思い出」「花」「花はさく」「雪の窓辺」などの練習
持 上履き、筆記用具
定 20人(申込順)
費 無料



⑦初級者のための造形講座

回 6月4日〜7月23日(7月16日を除く毎週土曜日・全7回) 午後1時〜3時
場 八幡中学校
内 絵手紙や年賀状などに使えるハンコやオーブ

ンで作れる陶芸品を制作
持 上履き、筆記用具、油性ペン、ハサミ、セロハンテープ、定規、カッターナイフ
定 10人(申込順)
費 一つの作品100〜600円(材料費)

⑧和紙ちぎり絵教室

回 5月26日〜7月14日(毎週木曜日・全8回) 午前10時〜正午
場 潮止中学校
内 基本の花を描きながら基礎を学び、びわや椿などの簡単なちぎり絵を制作
持 上履き、筆記用具、のり、いらぬハンカチ(ガーゼ)
定 15人(申込順)
費 800円前後(毎回、実費分徴収)



①〜⑧共通

対 市内在住・在勤・在学の方
開 開始日前日(必着)までに、電話、往復はがき、電子メールまたは電子申請で社会教育課(☎392、メールアドレスshakaikyoiku@city.yashio.lg.jp)へ
▼往復はがきの場合は、往信面に希望講座名・氏名(ふりがな)・住所・電話番号を記入し、返信面には、応募者の住所・氏名を記入 ▼電子メールの場合は、件名に「生涯学習学校開放講座」と入力し、本文に希望講座名・氏名(ふりがな)・住所・電話番号を入力▼電子申請の場合は、市ホームページ「電子申請の利用の流れ」を必ず確認してください。
※申し込み締め切り後でも受講できる場合がありますので、お問い合わせください。